

業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA

2022

3

Issue ● 339

編集・発行/
公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号
TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432
<http://www.fukuoka-bma.jp>

令和3年度

ビルクリーニング技能検定 実技直前講習会開催



講師団団長
待鳥 俊郎

ビルクリーニング技能検定実技作業試験を間近に控え、本年度も1月13日(木)から3日間の日程で1級の実技直前講習会が福岡県立ももち文化センター(ももちパレス)で開催されました。

感染対策に配慮して行われる中、21名の受講生はビルクリーニングの基本である「成否」「安全」「やりやすさ」に注意し、練習に取り組んでいました。

最終日に行われた模擬検定では各課題の注意点を確認し、講習会は無事終了いたしました。3月の合格発表には、多くのビルクリーニング技能士が誕生することを祈っております。



1級
弾性床表面
洗浄作業



1級
繊維系床部分
洗浄作業



1級
壁面
洗浄作業



2022(令和4)年度

福岡地区開催監督者講習会予定表

	講習会名	開催時期	申込受付
新規講習会	清掃作業監督者	10月25日・26日	9月1日～7日
	空気環境測定実施者	実施なし	実施なし
	貯水槽清掃作業監督者	10月4日～7日	8月10日～17日
	排水管清掃作業監督者	実施なし	実施なし
	防除作業監督者	実施なし	実施なし
	統括管理者	実施なし	実施なし
	空調給排水管理監督者	実施なし	実施なし
再講習会	清掃作業監督者	5月10日 10月21日	3月15日～22日 8月30日～9月5日
	空気環境測定実施者	10月27日・28日	9月1日～7日
	貯水槽清掃作業監督者	8月23日・24日 8月25日・26日	6月30日～7月6日
	排水管清掃作業監督者	実施なし	実施なし
	防除作業監督者	12月6日・7日	10月13日～19日
	統括管理者	10月19日・20日	8月25日～31日
	空調給排水管理監督者	実施なし	実施なし
	建築物環境衛生管理技術者	7月12日～30日	5月10日～16日

(公財)日本建築衛生管理教育センター <http://www.jahmec.or.jp/>

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい 中小企業事業者を支援する助成金がありました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■申請期限：令和4年3月31日まで

※賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者(事業場) 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者。
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること(引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります)。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること。
※就業規則がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと。
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費(=関連する経費)がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額

最大 100 万円

助成率

3 / 4

※対象経費の合計額 × 補助率 3 / 4

助成対象

以下 A のほか、業務改善計画に計上された B も助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は、生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの
労働局雇用環境・均等部(室)に提出
<締切は、令和4年3月31日(木)>※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って
取り組み※2を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

- ※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を
終了する場合があります。
- ※2 交付決定前に行った設備投資等は、助成対象となりませ
ん。

助成額の上限

上限額	引き上げ 労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の
記載例を掲載している「申請様式」
等は、こちらからダウンロードでき
ます。



〔参考〕

- ◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上
げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融
資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の
日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ
ください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例(「関連する経費」の助成対象の拡充)

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に 役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大する にあたり、機動的に配送できるデリバリー 用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワー クの環境を整備するため、テレワーク関連 機器を新たに導入
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらに デリバリーサービスを拡大したことを幅広く 周知させるために、広告宣伝(広告宣伝 費)を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、 コピー機、プリンター、事務机・椅子等も 導入し、サテライトオフィスの業務環境 を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い 周知により、多くの顧客を獲得し、生産性 が向上	オフィス内の業務環境全体を整備するこ とにより、テレワークの機能性アップや業務 効率化が図られ、生産性が向上

【お問い合わせ先】

■業務改善助成金コールセンター 電話番号：03-6388-6155
(受付時間 平日 8:30～17:15)

■福岡働き方改革支援センター 電話番号：0800-888-1699
(受付時間 平日 9:00～17:00)

ご不明な点やご質問等がございましたら、気軽にお問い合わせください。

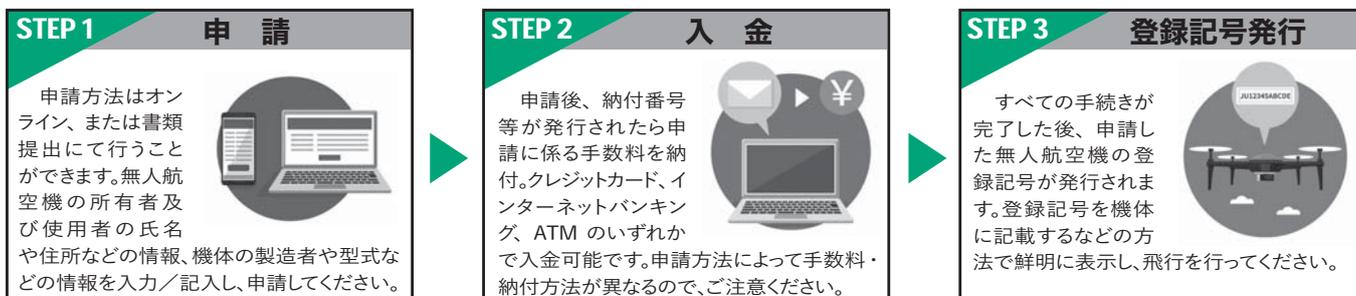
交付申請書等の提出先は、管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です。

安全・安心な未来のために 無人航空機の登録制度が始まります



■ 事前登録受付 / 2021年12月20日開始 ■ 登録義務化 / 2022年6月20日開始

無人航空機の登録には3つの手順が必要となります

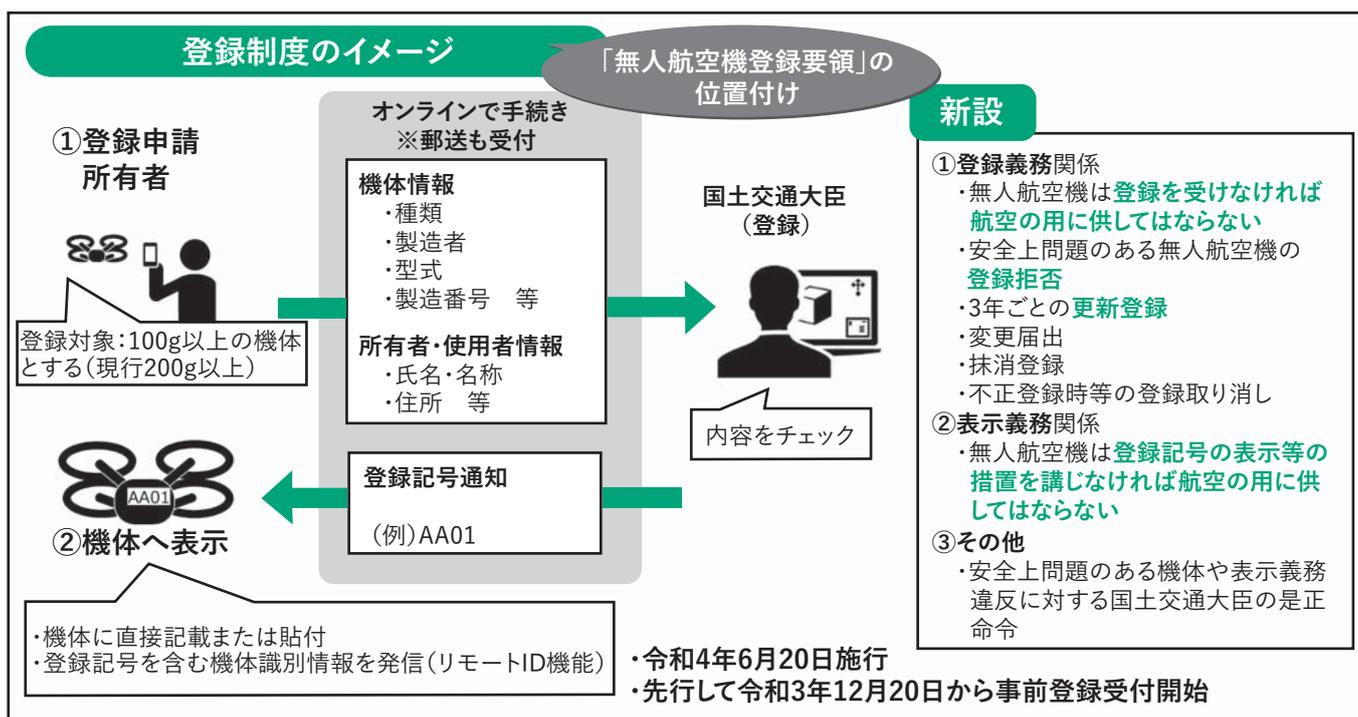


申請方法及び手数料

申請方法	1 機目	2 機目以上 (1 機目と同時申請の場合)
個人番号カードまたは gBizID を用いたオンラインによる申請	900 円/機	890 円/機
上記以外(運転免許証やパスポート等)を用いたオンラインによる申請	1,450 円/機	1,050 円/機
紙媒体による申請	2,400 円/機	2,000 円/機

無人航空機の登録制度の創設(航空法の一部改正/令和2年6月24日公布)

- 令和2年6月24日に公布された改正航空法に基づき、無人航空機の機体の登録制度が創設。
→所有者等の把握、危険性を有する機体の排除等を通じ、無人航空機の飛行の安全の更なる向上を図ります。
- 令和3年11月25日に公布された政省令等により、令和4年6月20日に無人航空機の登録が義務化。
→本制度の手続き等の詳細が規定されるとともに、令和3年12月20日から事前登録が受付開始。



▶ 詳しくは、無人航空機登録ポータルサイトをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>

無人航空機 登録



弊社はビルメンテナンス業に特化した保険代理店です。
 業界内で今後注目されているエコチューニング事業に対する補償提案や
 マスターキー紛失によるシリンダー交換のための補償、
 雇用慣行リスクに備える補償、
 新型コロナウイルスに対するリスク提案、
 従業員の自転車通勤に潜む企業リスク等
 今備えておくべき最適な補償をご提案いたします!!

会員企業様に人気の補償紹介

最近、特に多いのが……
 セクハラ・パワハラ・不当解雇?
 雇用慣行リスクに備えた補償

自転車通勤中に他人を死傷?
 通勤途中の賠償保険

従業員が新型コロナに感染?
 感染症や病気への備えに

弊社にお任せください!

気になる項目がございましたら、気軽にご相談ください

AIG 雇用リスクに関する補償

「雇用リスクに関する補償」は、
会社を成長させるために必要な補償です!
 会社を成長させるためには人材の有効活用が必要です。優秀な人材の採用、教育、配置など様々な事業活動を通じて会社は運営されていますが、一方で雇用に関するトラブルが増加しています。

データ 総合労働相談件数の推移

厚生労働省に寄せられた労働相談件数は、10年連続で100万件を越えています。前10年連続100万件超!

雇用トラブルの具体例

- 残業トラブルの例**
 勤務時間が長くなり、疲労が蓄積し、健康被害や事故につながる可能性があります。
- ハラスメントトラブルの例**
 上司からの罵声や威嚇、同僚からのパワハラ・セクハラなど、職場でのトラブルは、その社員から新入社員まで波及します。

不当解雇、ハラスメントなど雇用トラブルが発生した場合、労働者が会社を責任追及する手段は民事裁判以外にもいろいろあります。

労働者側	労働者のあつせん ⁽¹⁾	社外ユニオン(労務労組)
<ul style="list-style-type: none"> 労働者側が30日以内の期日で訴状・請求書の提出を怠ると訴訟 訴訟費用は平均約20万円、立派な起訴費用で訴訟が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者側の権利が保護されない問題 労務労組費用は無料の労務・労務相談 	<ul style="list-style-type: none"> 労務労組側の力不足は、個人が訴える労務労組、話し交渉の個人が訴える労務労組と不同労働行為となる案件も

業務災害(ケガ・病気)だけではなく雇用リスクへの対応は万全ですか?

貴社では以下のトラブルの可能性はありませんか?

- 従業員へのパワハラ・セクハラ
- 不当に解雇されたとするトラブル
- 内定や採用に関するトラブル
- 雇用差別があったとするトラブル
- 不当な就業規則があったとするトラブル
- 取引先社長へのパワハラ・セクハラ

損害賠償請求など、雇用トラブルに発展すると?

- 裁判は時間・労力がかかる
- 労務労組の場合、準備する期間が長い
- 社外ユニオンの場合、悪い交渉に
- 雇用トラブルに強い弁護士が必要
- 弁護士費用、賠償金への備えが必要

AIG 損害保険 「自転車通勤」を認めている企業様へ

業務災害総合保険(業務災害補償特約、通勤中個人賠償責任補償特約 専セッ)

通勤中の自転車事故で想定されるケース

事故相手への賠償責任	従業員への補償
<p>賠償金額 9,500万円</p> <p>従業員が被害者として被害を受けた場合、個人賠償責任補償特約が適用され、最大9,500万円の賠償責任が認められます。</p>	<p>後遺障害等級 10級認定</p> <p>大企業の場合、10級に付いた人工手帳を授け、年金受給や介護費用の減額などの特典が受けられます。</p>

トラブルに発展

「事故相手への賠償責任」と「従業員への補償」はセットで考える必要があります!

株式会社 経保プランニング

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通3-6-15

Tel:092-713-1220 Fax:092-713-4220 E-Mail:info@keiho-p.com

担当/成清・橋本

2022(令和4)年度 定時社員総会のお知らせ

■日時

2022年5月20日(金)
15:30～(予定)

■会場

博多サンヒルズホテル
(福岡市博多区吉塚本町13-55)

■その他

定時社員総会に於いて、建築物環境衛生事業優良従事者の表彰を行います。この表彰は、優良従事者に対しての感謝の意を表するのみならず、従事者の士気高揚にも繋がります。
会員の皆様方には、2月末の定期便にてご案内をお送りしておりますので、推薦基準に該当する方がおられましたら、協会宛ご推薦いただきますようお願いいたします。

新入会員紹介

(正会員)



株式会社 ネルフ

- 代表取締役/野田 智洋
- 協会担当者/野田 智洋
- 所在地/福岡県大野城市川久保2-15-8
- TEL.092-503-5833 FAX.092-503-5835
- 入会年月/令和4年2月1日

(賛助会員)



ジャパンエレベーターサービス九州株式会社

- 代表取締役社長/副島 健治
- 協会担当者/大藤 桃子
- 所在地/福岡県福岡市博多区博多駅東1-18-25 第五博多偕成ビル2階
- TEL.092-436-5050 FAX.092-414-1290
- 入会年月/令和4年2月1日

会員に関する各種変更のお知らせ



株式会社 大川ビル管理

- 変更事項 ①代表者 ②協会担当者(役職名)
- 変更日 令和4年1月6日
- 【新】①代表取締役社長 古賀 孝
②代表取締役社長 古賀 孝
- 【旧】①代表取締役 古賀 賢一
②専務取締役 古賀 孝

3月 行事予定

3	木	防除作業従事者研修 (福岡会場) 於: 福岡県自治会館
---	---	--------------------------------

お忘れなく 毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。

第64回 福岡県BM協会 ゴルフ会のお知らせ



日 時 | 令和4年4月15日(金)
| 9時46分スタート(アウト・イン同時スタート)

場 所 | 福岡カンツリー倶楽部 和白コース

募集人員 | 32名(8組)

申込締切日 | 4月8日(金)まで(定員に達し次第締切)

天神ビジネスセンター

表紙の写真

天神ビッグバン計画により2021年9月に誕生した再開発ビル第一号。高さは約89mで、地上19階、塔屋2階、地下2階で構成。1フロアは最大で716坪あり、NEC(東京)の九州本部機能、ジャパネットホールディングス、西日本シティ銀行などのほか、外資系企業を含むさまざまなテナントが入居。福岡市地下鉄「天神」駅に直結し、アクセスも良好です。

<令和3年度12月分>労働災害発生状況 ※ () 内は前年同月の状況

Report



■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	2(6)	6(6)	4(4)				1(1)	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人				2(4)		1	3(2)	19(23)

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人	1	1(2)	1	1(1)	3(4)	4(2)	8(14)	19(23)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	7(6)	2(4)	3(3)	4(5)	3(5)			19(23)